

## 平成27年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：平成28年2月18日（木）14：00～16：30

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟国際会議室

出席者：国関係

農林水産省：林野庁木材利用課課長補佐	鈴木 綾子
国土交通省：公共事業企画調整課課長補佐	種蔵 史典
：建設業課	日高 淳
環 境 省：産業廃棄物課課長補佐	竹花 英彰

連合会関係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長	鈴木 隆
関東木材資源リサイクル協会会長	藤枝 慎治
東海木材資源リサイクル協会会長	山口 昭彦
近畿木材資源リサイクル協会会長	鷹野 賢次郎
中四国木材資源リサイクル協会会長	片岡 重治
九州木材資源リサイクル協会副会長	河本 一成
ほか各地域協会役員、事務局員等	16名
各地域協会会員、全国連合会賛助会員	32名
報道関係	2名

(敬称略)

テーマ：「国への要望、木質チップに関する課題について」

### I あいさつ

#### 1 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 鈴木理事長

毎年恒例となっているが、平成20年度にスタートして通算第6回目になる「木質チップに係る需給問題検討会」に国の方々、連合会会員、ユーザーの多くの方々にご出席いただきありがとうございます。この検討会をはじめまして皆さまから様々なご意見を賜り、全部が解決したというわけではないが少しずつ良くなる方向にあるのかなと感じている。特に、再生可能エネルギー特措法、FIT の関係では、平成28年度はバイオマス発電設備が相次いで稼働を開始することから、バイオマス発電元年になるとも云われている。

そういう意味では木質燃料の需給バランスは循環型社会を構築する上で非常に重要になる。需給バランスを無理のない形でいかに整えていくか、さらに地球温暖化対策に貢献し、経済効果を生むかというところが非常に大事なところになる。こういったことを踏まえて、皆様方の様々な意見をいただいて今日の検討会が、有意義に成果が上がることをお願いし挨拶とする。

## 2 国機関代表挨拶

環境省産業廃棄物課 竹花 課長補佐

日ごろより皆様からはバイオマスの利用促進についてご理解・ご貢献を頂いていることに感謝申し上げます。最近、産業廃棄物の業界においては、食品廃棄物の不適正な転売事案が発生するなど、廃棄物処理に対する信頼を損なうような行為が一部の事業者によって行われた。今後、環境省としても信頼回復に向けて取り組みに全力を上げて行きたいと考えているので皆様のご協力を頂きたい。

本日は、チップを製造するメーカーの方々、またユーザーなど様々な方が出席していると聞いているので、生の声を聞かせていただければと考えている。

有意義な会議になることを期待して、国を代表してのあいさつとさせていただきます。

## II 出席者紹介

紹介者 澤地専務理事

環境省 産業廃棄物課課長補佐 竹花 英彰

林野庁 木材利用課課長補佐 鈴木 綾子

国土交通省 公共事業企画調整課課長補佐 種蔵 史典

〃 建設業課 日高 淳

(連合会関係者は、出席者名簿、座席表により確認いただく)

以後の議事は、鈴木理事長の座長により進行する。

## III 議事

### 1 「平成27年度国への要望」について

座長：平成28年1月20日に提出した「要望書」について、退出時間の関係で林野庁木材利用課から願います。

林野庁：「1 再エネ法 (1) 限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、発電施設の適正配置の措置を講じられたい」については、国が一つ一つ木質バイオマス発電施設の配置を決めるようなものではないと考えている。木質バイオマス発電については、燃料の安定供給がないと成り立たないと云うことは林野庁も重々承知している。このため、設備認定の審査に当たっては、発電事業者だけでなく、木材供給者、地元の県、場合によっては森林組合等そういう方々を林野庁に集まっていたいで計画についてヒアリングし、その適否判断をしている。

「(2) 木質燃料供給団体に事前に調査・協議されたい。」という要望にも関連するが、実はこれまでもヒアリングをしていたが、ヒアリングをやっていると公には言っていなかった。しかしながら、計画をいただいてからヒアリングで確認

しようとする時間を要するケースもあり、発電事業者からクレームがきたこともあったため、昨年7月に資源エネルギー庁の「なっとく！再生可能エネルギー」のホームページで、林野庁ではこういう事前調整をしていて、認定協議時にはこういう資料を提示してもらいたい、民有林から木材を使う場合は地元の都道府県、国有林については国有林に事前にきちんとお話しして計画を相談してくださいと公表した。このようなヒアリングを行っていること及びどのような点をしっかりと確認する必要があるかを明確にすることを通じて、木質バイオマス発電計画に無理が生じないようにしている。

「(2) 地域の木質燃料の供給団体等に事前に協議されたい」については、地域の既存の木材利用、例えば近くに発電施設や発電計画があるとか、大型の製材工場があるとか、そういうものをきちんと把握し資料に盛り込んだ上で林野庁にヒアリングに来ていただいている。

「(3) 由来証明や製品チップの出荷管理の厳格化、監視体制の強化」については、こちらの連合会からは毎年、FITの状況について連合会ではこのようにやっているという報告を頂いており、連合会はしっかりやっていただいているので安心だが、木材の関係の協会の中にはこういうことになれていないところもあり、証明ガイドラインがしっかり守られていないのではないかとという事案を耳にすることもある。最近発電施設が増えてきて、必ずしも木材の利用、流通になれていない方々も増えているという印象があり、事業者認定をする団体がきちんとチェックして、データ等を公表することがガイドラインにも書かれているので、そういうこともしっかりやっていただくよう指導して参りたい。

個別の疑義事案もあるが、それについては、林野庁は直接の出先機関がないので都道府県庁ではガイドラインについて何か責任を負っているわけではないけれども、都道府県の協力を得て、発電所と、発電所にチップを供給しているチップ業者と、チップ業者に素材を提供している元の生産者と順を追って確認すると云うことを実施したこともある。こういうことが増えるということを我々は望んでいないが、監査体制、運用の強化を図るための新たな予算を28年度から執行していくことにしている。

「(4) ア 合板型枠の有価売買の波及」については、実際どういった問題、具体的な影響がでているのかということをはっきりつかんでいないので、もし、こういう支障が出ています、ということがあれば、この時間の中で教えていただければと考えている。

「イ 合板型枠の由来証明の確認」の件であるが、昨年7月のQ&Aに新しく盛り込まれたので、合板型枠だけ特別扱いされているのではないかとという誤解を生んでしまったようだが、由来証明についてはガイドライン上も何ら変わっていない。ガイドラインそのものを変えたのではない。合板型枠については、製材端材もそうだが、川上からの由来証明が必要であることは何度も申し上げているが、

チップになったときも証明が付くことが基本であるので、このことがよく守られていないのであれば、木材業界に対してしっかり指導していきたいと考えている。

次に、「**(5) FIT 固定価格買取制度の影響**」については、基本的にマテリアル利用からサーマル利用へのシフトがあるのではないかということだが、このことについては建設廃材だけでなく他のものについてもある。例えば、もともと未利用木材を使うと言っていた事業者が、なかなか未利用木材の安定供給の調整が進まないで、手っ取り早く建設廃材に手を出すようなことがあれば、我々は未利用木材の供給体制を強化するということをしかり対応していかねばならないと考えている。

ガイドラインにおいては、既存利用に影響を及ぼさないとしているが、木材の需要も中長期的には変化してきており、FIT 制度というインパクトのあるものが出てくると、中長期的には需給が変わってくると云うこともあり得るのではないかと考えている。

しかしながら、価格が若干上がったり需給が若干変わったりすることがあるとは考えているものの、短期的かつ急激に既存の利用事業者に大きなインパクトがあるのはよろしくないで、施業の集約化など燃料供給体制の強化を図っていく必要があると考えており、28年度予算においても対応していくこととしている。

「**2 木質チップの品質の確保**」については、その通りだと思っている。

連合会ではバイオマスエネルギー協会と共同で燃料チップの規格を出しているが、ボイラーとの相性があり、効率的に燃焼しないといけないので、ボイラーにあった品質の燃料を用意しないと結果として燃焼効率にロスが生ずると云うことも起こる。

林野庁としては発電施設そのものへの支援はしていないが、設備投資ということに関しては、民間事業者であれば1/3とか、地方公共団体であれば1/2、また、総務省の方では交付税措置をしており、28年度からはグリーン投資減税として、木質バイオマス発電が加わる予定であるので、そちらの方もしっかり活用いただければと考えている。

「**3 木質資源の地産地消の促進**」については、これもそのとおりと考えており、27年度から FIT で小規模発電区分ができたことや、防災・エネルギーセキュリティの面から、地域の木材を地産地消してエネルギーやマテリアルに使いたいという自治体が増えてきている。

総務省では自治体主導でマスタープランづくりを推し進めているということもあり、最近では小規模な熱利用も含めて取り組みたいという要望をたくさんいただいている、我々も大変うれしいことと思っている。

そのためには、地域にどれくらいの木質資源があって、どれくらい使えるのか

という量を的確に把握して、またそれを情報提供していければと考えており、どのような施策ができるか検討を進めていきたい。

最後の「4 市町村の森林経営計画の積極的な策定」については、運用面では見直しを行っているが、なかなか策定が進んでいないと云うことはご指摘のとおり。木質バイオマス発電については、森林経営計画を立てていれば、買取価格が少し高くなると云うことが徐々にわかってきたということもあり、計画を作成しようと取り組んでいる森林所有者やその所有者をとりまとめる森林組合も増えてきている。計画を策定することにより森林整備が進むと考えていることから、例えば境界の画定を支援するなど引き続き森林経営計画の策定を支援しているところである。

座長：一通り要望に対して説明を頂いたが、何か質問等があればお願いします。

先ほど補佐から、合板型枠の取扱いでの具体的な事例等について質問があったが如何か。ユーザー側からこういった話があったというようなことでも事例はないか。

Q：合板型枠の話についてはまだまだ周知されていないと云うこともあり、先日、北日本協会が出た話であるが、FIT 発電の事業を実施している会社に、合板型枠業者が、合板型枠のチップをトン1万円で買い取ってほしいと持ち込んだ事例があった。この事例では、チップの状態由来証明がついていたが、廃合板型枠からのチップとしては価格が高く、また、コンクリート破片が付着していてアリカリ性を示し異物も多いため発電用ボイラー燃料には適していないことから、これはお断りしたということだ。

型枠の処理については、型枠業者が今まで通り産業廃棄物処理として委託する場合、自分でチップにしてしまう場合、間に商社が入る場合等様々なケースがあるので、これらを整理してみたい。

林野庁から見解を頂いたが、ほかになにかあるか。

Q：要望書とは直接関係しないが、FIT の来年度の価格改定で32円材はあるのかどうか。先日の調達算定委員会において、チップ平均単価が7,800円というどこから出たのかという低い価格が示されていた。そういった価格を見ると値段が下がるのかなという不安がある。

もう一点は、来年度から森林再生プランとか、CO<sub>2</sub>の問題を含め森林関係へのテコ入れというか、補助金関係が新たにあるのかどうか。

林野庁：28年度の買取価格については、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経産大臣が定めるものなのでなんとも言えないが、個人的にはバイオマスについては、27年度買取価格が据え置きになるのではないかと考えている。

バイオマスに関してはほかの電源と異なり、燃料価格が高いままだとkW当たりの価格が下がらないし、もっと要するコストで区分を分けるべきである等の意見があったが、28年度の調達価格ではなく、今後の議論のことと考えている。

2点目は、新聞報道もあったようだが、自治体による森林整備を推進するために、総務省の地方交付税や起債措置で、来年度は合計で500億円の手当が計画に計上されるというものがある。森林環境税を考えているのではないかとの新聞報道もあり、今後、森林環境税、また、エネルギー対策特別会計について、28年度与党税制改革大綱において、今後二酸化炭素削減対策を環境省、資源エネルギー庁、林野庁の3省庁が一緒に取り組んでいくことが明示されたので、関係の予算において連携が図られる可能性があるのではないかと考えている。

Q： (3)の事業者認定の件で、実績報告は各団体のホームページを見てみると全木り連だけが公表されているとの話があった。2012年から認定を開始して3年たっているが、今年度が終わった段階では全体のFITの実績は公表されると理解してよろしいか。

2点目は、(2)の需給見通しの話があって、昨年8月以降、認定状況が公表されているが、24円或いは32円の買取価格の発電所について、かならずしも木質バイオマス発電で使う未利用材、一般木質に該当する木材が十分な量が出ないようなエリアにも認定されているように見受けられる。この件に関して、前回の21回調達価格算定委員会においてそういう質問があり、次回に回答されると思われるが、各地域ごとの木質バイオマスの賦存量と実際のバイオマス発電計画との需給はどういう見通しをするのか。また、20年間の買取りが保証されているが、長い目で見た需給のジャッジメントはどこが責任を持って行うのか。そういったことが見えてこないのか、色々な業界が心配している。

3点目は、(3)に罰則の創設があげられているが、FIT制度の見直しで罰則規定が何らかの形で出てくるのかどうか。聞いている範囲では、太陽光に関してはいろいろな規定が盛り込まれるとのことだが、木質バイオマスについては聞こえてこないのか、この点に関してはどうか。

4点目は、(1)2030年度のエネルギー計画の中で、いわゆる未利用材の区分、一般木材の区分、建設廃木材の区分が出ているが、この計画に対して、林野庁はどの程度関わってこのような計画になったのか。未利用の部分についてはこれまで使われていないということで納得できる部分があるが、いわゆる24円材である一般木材の区分が、24倍～40倍になるとの計画になっている。これについては、製材端材のほか、PKSと輸入チップが入ってきてこういう形になったと聞いているが、PKSに関しては資源エネルギー庁が関与したと聞いているが、輸入チップについての責任は林野庁なのか、それとも林野庁関連ではないというこ

となのか、お聞きしたい。このような計画について林野庁はどのように関わったのか。

林野庁：1点目のFIT実績公表であるが、こちらの連合会は毎年データを報告しに来られるので、適正にやっていただいていることは認識している。ただ、事業者認定をしている認定団体はおおよそわかっているが、今更と思われるかもしれないが、個別の認定事業者については全容を把握できていないので、現状把握をしている段階である。

指導をしっかりとやるためには、まず実態がわからないといけないということで、今、実態の把握を進めており、あまりしっかりしていないところに対して指導を徹底していきたい。

このため、今年度末にはデータが出るのかということも中々そうもいかない。しばし時間を頂きたいと考えている。

2点目の需給の見通しと云うことだが、現行の森林・林業基本計画では平成32年に600万立方メートルをエネルギー用として利用するとの目標を立てている。

このまま木質バイオマス発電が計画通り進めば、目標は達成されると見通しているが、バイオマスだけが目標達成しても需給バランスがとれるかということそうではない。例えば、FIT設備認定に係るデータをもっと細かく公表して、地域や都道府県とも情報共有して、きめ細かな対応をこれからどうしていくかということも検討できないかと考えている。

3点目の罰則の創設の件について、現在はガイドラインに罰則は定義されていないが、例えば、太陽光の仮押さえのような措置はバイオマスにはないが、計画を出しても実際は運転を開始しないとか、木材の供給がない場合も今後は出てくる可能性があるので、運転開始前でも後でも、計画に無理がある場合や何らかの支障があるという場合は、中止させることができないかと資源エネルギー庁とは議論している。また、ガイドラインは、問題があれば、認定団体が事業者の認定を取り消し公表することとしている。そのためには、認定団体や認定事業者のデータの公表がまずは必要と考えている。そういうところからしっかり対応していく必要があると思っている。

4点目の、2030年度の長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスの話だが、未利用木材については、平成32年に600万立方メートルを使う目標数値が前提で試算されている。建設廃材については、多分国土交通省データを元にして試算しているのではないか。最後にもっとも疑問を持たれている一般木質バイオマスだが、林野庁も内訳は知らされていない。

Q： バイオマス発電の制度ができて山から燃料材がどんで来て来るような印象を受けるが、山の立場から云うと、C材、D材が山から燃料として出されて行くのは良いが、A材は受け皿があって山から出せるが、平行して出て来るとは思えない。このままでは山の方々は涙を流しながら安い丸太を出すという印象だが、どうか。

林野庁：林野庁も、製材用材や合板用材になるようなものをチップにして燃やしてしまうことを望んでいるわけではない。山を一山、木を1本伐れば良い部分も悪い部分も生産される。あくまでもバイオマスや熱利用は副産物利用である。A材、B材をどのように需要拡大していくかと云うことは林野庁としても大きな課題と考えている。人口がこれから減少していく中で、今までのような戸建て住宅の建築はそうは望めない。そうすると、公共建築物に使うとか、輸出するとか、A材需要を拡大していくことが木材価格を維持するためには極めて重要であると認識している。

林野庁としては山にお金を落としたいというのがスタンスなので、そのためにはC材もD材も含めて使っていただいて、木材価格が上がって森林整備事業が進むことを望んでいるので、A材からD材まで全ての需要が創出されて、それに見合う木材の安定供給がなされるよう総合的な対策を進めていきたい。

(退出時刻となったので、鈴木課長補佐退席)

環境省：「1 廃棄物適正処理の(1) 廃棄物の区分、種類」について、産業廃棄物、一般廃棄物の区分については社会構造の変化等に伴って見直しをしているが、例えば、建設業に係る工作物の改築等から発生する木くずについては一般廃棄物から産業廃棄物に変わっているとか、木製パレットについても業種により産業廃棄物に変更されている。生木についても今後の状況の変化や要望などを踏まえて変更になる可能性はある。現時点では一般廃棄物に属するものもあるが、今後検討の対象になる可能性がないわけではない。

「(2) 排出事業者責任の徹底」については、廃棄物処理法第3条において排出事業者の責任を明確に規定しているところである。特別管理産業廃棄物については、危険性や有害性の観点から管理体制が必要ということで管理責任者の設置が義務付けられているところである。現状において産業廃棄物については排出事業者が管理責任者の設置義務付けの必要性はないと考えているところであるが、ご指摘のように廃棄物処理法の知識がなく、未だに不適正な処理を行う事業者も見受けられるので、今後とも排出事業者責任の周知の徹底について都道府県に協力を求めている。

「(3) 小規模処理施設による不適正処理の排除」については、設置許可が不要



な小規模施設による不適正処理が見受けられると云うことで、監視の強化、不適正処理の撲滅を図りたいとのことだが、廃棄物処理法の立入り権限は都道府県・政令市にあるので、環境省としては都道府県等から不適正事案の情報収集を行って、引き続き都道府県等による立入り指導、監視に努めてもらうよう指導・助言して参りたい。

食品廃棄物の不適正な転売などの事案があったが、これについても都道府県等に監視の徹底を指導・助言して参りたい。不適正な事案については管轄の都道府県等に情報提供していただければと考えている。

続いて、「**2 廃棄物処理業の手続き (1) 許可申請書類の統一**」であるが、総務省が実施している平成 25 年度の申請手続きに係る国民負担の軽減等に係る実態調査結果に基づく勧告があり、申請書、届出書について様式の統一の勧告がなされている。

現在、廃棄物処理法の申請書の様式について調査を行っており、今後ご意見等について検討していきたいと考えている。

「**(2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化**」だが、過去に許可された施設の設置場所、能力について同一であれば、生活環境影響調査結果は省略できるとされているので、設置に当たっては都道府県等にご相談していただきたい。

「**3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充**」についてであるが、メリットが少ないなど種々のご意見をいただいているが、22 年廃棄物処理法改正法の施行から 5 年を経過しているので、現在、法の見直し作業を行う時期となっている。この制度についても必要に応じて見直しを検討していきたいと考えている。

「**4 バイオマス発電利用に伴う手続きの簡略化**」については、破砕処理能力に変更がない中での改造において、都道府県等によって取り扱いがまちまちということであるが、ご指摘のとおり保管基準に応じた範囲での保管施設の変更であれば変更届けで済むという取り扱いになっている。都道府県等によって指導内容が異なり支障が生じているという事例があれば、こちらに相談していただいでできることがあれば対応して参りたい。

「**5 災害時の対応 (1) 災害時に発生する廃木材について、民間の産業廃棄物処理施設の迅速な活用**」であるが、東日本大震災を踏まえて、廃棄物処理施設の活用手続きの簡素化を盛り込んだ法律改正を昨年行い併せて政省令を改正しているので、一定の手続き簡素化がなされているところである。

「(3) 災害廃棄物の保管場の確保」については、国土基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、災害廃棄物の仮置き場の確保を盛り込んだ災害廃棄物処理計画の策定がなされている。環境省としても自治体における災害廃棄物仮置き場の候補地の選定を支援していきたいと考えている。

「6 軽油引取税の免税制度」、「7 廃棄物処理設備の減価償却年数」、「8 業種の認定」については、環境省の所掌ではないと云うこともあり、コメントは控えたい。

「9 外国人の研修生の受け入れ」についても環境省の直接の所掌ではないが、環境省の研究機関があり、海外の研修生を受け入れているというわけではないが、そのような場があれば利用できるよう紹介していきたいと考えている。

座長：これまでの説明について質問等あるか。

Q： FIT 制度が運用されて、従来我々が扱っていた建設廃木材は産業廃棄物と云うことで今日集まっている方々のところでチップにしてそれを買ってマテリアル原料として使っているが、最近の話で、従来から産廃である建設発生木材を有価で買い取って商売をするという事例が出てきて、我々が従来から調達している建設廃木材を調達できずに、事業に影響が出てきているという話しが来ている。

従来、建廃扱いであったものが有価になる、これは有価で買うのだからいいのではないかという話になるかもしれないが、これまで廃棄物処理法の規制を受けて処理されて、例えばチップになって出てくる流れのものが、これまでと異なる扱いになって生ずる問題点としてチップにできなかったものの処理、それから、それらを燃やしたときに出てくる有害ガスとか、さらに、そこから出てくる灰の処理とか、既定の業者が扱っているのであればそれらは管理されてマテリアル原料として問題はないが、行政から見たとき、そのような流れが出たときどのような対処になるのか、実際にはまだ問題が出ていないが、今後想定されるのでどうか。

環境省：これまで廃棄物であったものが有用物になった場合、廃棄物処理法の目的にあるように廃棄物の抑制とか、適正な再利用ということでは、望ましい方向性にあるかと考えている。

廃棄物の該当性については、有価性だけで判断するのではなく、そのものの性状とか、取り扱いの形態等で総合的に都道府県・政令市において判断される。廃棄物の該当性があるものが不適正に有価物として再利用されてしまい、生活環境上の支障があると云うことであれば、都道府県・政令市において適切な指導が入ると云うことになる。

木質バイオマスの廃棄物該当性については、通知として判断基準が示されてい

ることができるだけ有効利用を進めていこうという内容になっている。その一方で不適正に処理されると云うことも有り得るので、そのようなことがないように都道府県等で指導・監督している。不適正と疑われるような事案については、速やかに都道府県に連絡して対応して参りたいと考えている。不適正な事案があれば是非情報を提供していただきたい。

Q： 廃棄物該当性ということだが、建廃はそのままで該当するのか。

環境省：廃棄物該当性は、そのものの性状、取り扱い形態、占有者の意思等により総合的に判断される。

Q： 我々が心配しているのは、売電価格が高くなることにより使用済み型枠合板を買い取っても採算が合うという状況が出てくる。昨年に林野庁が出した Q&A はそれが狙いの一つではあると思うが、例えば、処理業の許可も破碎設備も持っていない型枠業者が使用済み型枠合板を有価で売ろうとする、もしくは破碎して売ろうとした時に、それには色々不純物が付いているから、そのままでは燃料として買い取る発電所がない、或いはチップ業者がないという場合に、有価で買い取ったものが滞留してしまう。そのときになって、処理料金を払って処理を委託するかどうか、非常にリスクがあるところで、一步間違えると不法投棄になる。昔もチップにしたが滞留したという例もたくさんあった。これは使用済み型枠の話だが、将来ゴミ発電と云うことになってくると、ゴミから発電したらその電力は高く買い取りますよと云うことになるとゴミを買うと云うことも成り立ってくる。バイオマス発電の木材の話だけでなく、大きな問題を含んでいると考えている。一つのやり方として、使用済み型枠合板を買って、セメントなどが一杯付いているものを普通の型枠業者さんが簡単に破碎をやろうとしてもできる話ではないので、既存の処理業の許可を持っているチップ業者でないと使用済み型枠合板を買い取れないとすると不法投棄の抑制に繋がると思う。型枠業者はそこに使用済み型枠を売るとか、既存のチップ製造業者を通すのが望ましいとか、そういう形にしていただけると型枠業者のコストも削減できて、我々も適正処理ができるという絵が描ける。そういうことを検討することは可能であるか。

環境省：具体的な廃棄物かの判断は都道府県等に相談していただきたいと考える。また、産業廃棄物処理は民間主体のため具体的な仕組みを作るのは難しいのかなと考える。

Q： 不法投棄の可能性があるという属性については環境省としてはどう考えるか。有価で取引した場合に、不法投棄になる可能性が高いと云うことだが。

環境省：本来有価物でないものが、有価物として認定されてしまうと云うことか。

Q： そういうことである。

環境省 廃棄物の該当性がその時点であると云うことであれば、都道府県等において

廃棄物の該当性があると認定、指導することになる。

Q： 今の議論に絡んでくるかもしれないが、食品廃棄物の取り扱いについては優良認定を出しなさいという話を聞いている。優良処理業者認定制度が折角あるので、食品廃棄物の取り扱いには優良認定が必要との考えである。そういうことはあり得るか。

環境省：優良認定処理業者制度は、廃棄物処理法上の一定の基準に適合した処理業者であれば認定されるものである。

(退出時刻となったので、環境省竹花課長補佐退席)

国土交通省（公共事業企画調整課）：「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響」については、国土交通省では26年9月に国土交通省が実施する工事を主なターゲットとした建設リサイクル推進計画を策定している。併せて、現在、地方ごとの推進計画を策定しているところであるが、バイオマス発電に使われる建設廃材を含めて、様々な動きについてリサイクル推進の立場から注視しているところであり、その際には連合会にも色々ご協力を頂いているので、引き続き、宜しくお願いしたい。

国土交通省（建設業課）：「2 CCA処理木材の取扱い」について、廃棄物処理法に基づき適切に処分する必要があることから、建築物等に有害物が使用されている場合に、処理方法について紹介している「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」というパンフレットを作成している。このパンフレットを幅広く周知を広く図っているところである。また、このパンフレットは環境省など関係機関と連携しながら、最新の知見を踏まえて随時改訂しており、ホームページなどでも周知を図っている。今後も関係省庁と連携を図りながら、建設工事関係者に対して引き続き周知を図ってまいりたい。

「3 産業廃棄物処理業の業種認定」については、日本産業標準分類に関する要望と理解しており、本件は総務省が所管していることから、具体的な要望については、総務省にお願いしていただきたいと考えている。

座長：何か質問・意見等があるか。

Q： 建設リサイクル法は、再資源化施設があればそちらに持ち込みなさいと明確に言っているが、先ほど話があった、「型枠材」は建リ法からは外れるのか。

型枠業者が自分で合板型枠を持ち帰って、再資源化施設に持ち込まなくてもよいということになって、それにより宙に浮いてしまうことにならないか。

有価で販売ということになると、建設リサイクル法から外れるか。国土交通省

としては再資源化施設に持ち込みなさいと言っている、環境省はそのように言えるのかなと思う。

国土交通省（建設業課）：型枠材については、建設リサイクル法では、現場から出た廃棄物は適切に解体して再資源化施設に持ち込みなさいとなっているので、型枠を持ち帰った場合は、建り法の対象にならないと考えている。

Q： 持ち帰った型枠は、国土交通省の管轄から外れるということになる。そうすると環境省の廃棄物処理法の中で取り扱うことになる。有価物になる、ならないについては、国土交通省では関与しないということになる。

国土交通省（建設業課）：そういうことになる。建設リサイクル法はあくまで建設工事から出たものを取り扱っている。

Q： すべてが排出事業者責任の話だと思うが、先ほどの型枠も、型枠業者が排出事業者に該当するのか。建設現場から出る廃棄物は、下請け業者は排出事業者になれない。それを自ら運搬と称して、自ら処理することが出来るのか、環境省に聞きたかったが時間の都合でお帰りになった。

建設業者であるが廃棄物の排出事業者にも該当するので、国土交通省の管轄で排出事業者責任の重みというものを環境省と共同で指導されるとありがたい。

特に解体業者が排出事業者かどうか確認するすべがない。契約書を持ってこられて排出事業者であると云って契約を結んで、荷物と一緒にマニフェストを持ってこられると、本当に排出事業者かどうか確認できない。そういう場面での確認方法についても、環境省と共同でやっていただくとありがたい。

今回生じた食品廃棄物の不適正事例も、どんな処分があるか現時点ではわからないが、そういうことも公表されると変わってくる。

座長：今回、建設業法がかなり改正された。これについて何かご説明はないか。

国土交通省（建設業課）：建設業法については、昨年度約40年ぶりに改正があり、新たに解体工事業を新設した。この新設の背景としては、今後増えるであろう解体工事、環境面、そういったことからふさわしい業態として解体工事業ができた。実際の施行は今年、28年6月とされている。これまでとび工事の中でやられていた解体工事業の方は新たに解体工事業の許可を取得して解体工事を実施することとなる。

座長：今回の業法の改正で特筆すべきことは、欠格要件の厳格化である。それと罰金刑も、ほぼ、廃棄物処理法の欠格要件に近くなってきている。

座長：本来であれば、次に経済産業省の要望についてお話を頂くことになっていたが、残念ながら国会の関係で出席いただけなかった。経済産業省からは書面で見解を頂いているので、事務局から紹介する。

事務局：お手元に経済産業省への要望について示されたコメントがあるので読み上げてご紹介する。

「1 (1) 再生エネルギーの固定価格買取制度の影響による既存利用に影響を与えないという原則から、建設廃材系木質チップの既存利用者への流通が粗大されないような方策を検討願いたい」については、

発電設備の認定に当たって、関係省庁に対して、木質バイオマスのマテリアル利用に著しい影響を及ぼさないよう必要な要件を満たしているかどうか協議を行い、その適切性を確認することとしており、建設廃材系木質チップについても、既存利用者への流通が阻害されることのないよう、引き続き確認を行います。

「1 (2) 今後木質バイオマス発電量が急激に増加すると見込まれることから発電施設の適正配置の措置を講じられたい」については、

発電設備の認定に当たって、農林水産省に対して、木質バイオマスを利用して事業を営む者に著しい影響を及ぼさないよう必要な要件を満たしているかどうか協議を行い、その適切性を確認することとしており、限られた量の地域のバイオマスを生かせるよう、引き続き確認を行います。

「1 (3) 木質バイオマス発電の設備認定に当たって、燃料の需給見通しの確認、混乱回避のため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい」については、

建設廃材系木質チップを利用する発電設備の認定に当たっては、関係省庁に対して、マテリアル利用に著しい影響を及ぼさないよう必要な要件を満たしているかどうか協議を行うとともに、認定申請時などに事業者から関係団体と事前に協議することを指導しております。

なお、「2 業種の認定」、「3 外国人研修生の受け入れ」についてのコメントは示されていない。

座長：経済産業省からのコメントについて何か意見はあるか、あれば経済産業省に伝えてさらにコメントを頂くこととしたい。

Q： 回答の最後に、「引き続き確認を行います。」とコメントがあるが、この確認の中身、どういう形で確認してどういう風に我々が確認できるのか明確にして頂きたい。

別件で、今回のFIT制度見直しの中でこういった情報開示については、進めているとの答えを一部いただいているので、我々が確認できるようによろしく願いたい。

座長：情報開示について、手法、開示の仕方等について、いつぐらいにどの程度考えているのかということを経済産業省に質疑ということを出してみたい。

座長：再エネ特措法の改正が2月9日に閣議決定され、国会に送られている。  
概要資料を用意したので事務局から報告する。

事務局：資料の9ページをご覧ください。

再エネ特措法の改正法律案が資源エネルギー庁から示されている。

改正の趣旨は、再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立を図るためとしている。

改正の概要は、6点挙げられている。

- ① 発電事業者の事業計画について、その実施可能性（系統接続の確保等）が適切であると見込まれる場合に認定を行う制度を創設する。
- ② バイオマス発電は燃料の需給関係が重要だとして、数年先の買取価格をあらかじめ決定できるよう価格の決定方法を見直す。
- ③ 電気使用者の負担軽減に有効と認められる場合に、入札の仕組みを導入する。
- ④ 再生可能エネルギー電気の買取義務の対象を、小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。
- ⑤ 買取りを行った再生可能エネルギー電気を卸電力取引市場において売買すること等を義務づける。
- ⑥ 電気を大量に消費する事業所における賦課金の減免制度について、減免の要件及びその額の見直しを行う。

以上であるが、これ以外に改正法案を見ると、バイオマス発電に関して2点あり資料には掲載されていないので読み上げて紹介する。

1点目は、第9条第4項に示されているが、「**経産大臣は、バイオマス発電設備を認定するときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農水大臣、国交大臣、環境大臣に協議しなければならない。**」これは、現在、事前協議でされていることだが、これを明文化するというものである。協議をしなければならないという条文は珍しいが、具体的な仕組みは今後の改正政令に示される。

2点目は、同じ第9条の第5項であるが、「**経産大臣は、バイオマス発電設備を認定したときは、経産省令で定めるところにより、発電事業計画に記載された事項のうち、経産省令で定めるものを公表するものとする。**」とされている。

これも省令で具体的事項が示されるが期待しているところである。

施行時期は、⑥を除いて平成29年4月1日とされている。今後改正についての情報が入れば逐次連絡することとしたい。

座長：ここまで各省庁に対する要望に対する見解を国からお聞きして、皆さんからも宿題を頂いた。

## 2 木質チップに関する課題について

座長：それでは、続いて、例年であれば11月位に国の方々を招いてユーザー懇談会を開催しているが、今年度は11月に全国大会があり日程が取れなかった。

本日お集まりの方々は、ユーザー懇談会に密接に関係している方々であるので、ユーザーの方、メーカーの方々を含めて現状、課題などをお聞かせいただければと思う。これからの時間を今申し上げた内容で活用させていただきたい。

座長：それでは、まず、ユーザー側として、今回様々なFITの関係が出ているのでその関係でもよいし、皆様の現状のお話でもよいので願います。

まず、ユーザーとして日本製紙木材から順次願います。

日本製紙木材：木質燃料を利用している工場は全国で11ヶ所あり、主にリサイクル材、建廃材を中心とした燃料を使っている。平成27年度はどこの工場も過不足なく燃料を使っている。また、皆さんが取り組んでいる品質の維持・向上により、異物によるボイラーの停止等は発生していない。

住友大阪セメント：全国にセメント4工場があり、セメント焼成の燃料として木質チップを使用している。栃木県、高知県ではバイオマス系燃料も使っている。

吾妻バイオパワー：発電開始から5年目に入っているが、燃料は生木と建設廃材系を使っており収集は何とか確保している。しかし、ここに来て、建設廃材系のチップの確保には苦戦している。品質については、ボイラーが止まってしまうという事故は発生していないが、乾燥系のところで土砂、ダストの関係でトラブルが発生している。やはり品質の保持が当面の課題である。

ファーストバイオス：当社は現在大分と福島に1基ずつ発電所をおいており、今年の8月に大分にもう1基、稼働する予定になっている。

担当している白川ウッドパワーの燃料は十二分に集まっている状況だが、先ほど吾妻さんが云われたように、建築廃材系は今後も増えることはないの見込んでいる。品質としてはボイラーの含水率の基準があるので、それを見込して、今後は山の材、B,C材に関してはもう少し含水率を下げてくださいよう、各社に願っていますところ。

やまがたグリーンパワー：この2月で運転開始してから5年になる。私どもでは9割



ぐらいが未利用間伐材を使っているが、場所柄冬場は難しいと云うことから、新たにストックヤードを確保して半年分の在庫を積み上げてきている。現在は、材は十分確保できている。私どもの発電施設は 2,000 kW と小さい規模でガス化発電のため効率が良く燃料は少なくて済むことから、既存の業者の流通に支障若しくは混乱を及ぼさないと考えている。また、山形県内で新たに建設を検討している発電施設は同じモデルで半分の 1,000 kW だが、年間の燃料必要量は 2 万 t、1 万 t とコンパクトになるので、小型化の方向を目指したい。

小型でも地域における経済貢献は大きいものがある。バイオマスに関しては太陽光、風力発電に比べれば地域経済に貢献できる。こういった小型化を進めて、同時に地域経済に貢献できると考えている。

大王製紙：大王製紙は、四国の三島工場、岐阜県にある可児工場、いわき大王製紙において木くずを使用している。担当しているいわき大王製紙について説明する。

品質についていうと、金属異物が最近多く、問題になっている。大体建築廃材が少なくなってくると、異物があったり大きさが規格外のものが入って来ることが多いので、建築廃材が少なくなっているのかなと感じている。

また、集荷していても各会社から出てくる量が安定しないと感じている。その中で数量を集めなければいけないので、各社にお願いして安定確保に取り組んでいる。これからも解体材は減っていくと見込んでいるので、なるべく在庫をたくさん確保できるよう環境を整えている。また、工場によっては、タイヤや RPF などをバランスしながら確保しなければならないかとも考えている。特にいわき大王製紙においては、石炭も重油も使わないこととしているので、木くずの重要度が他工場に比べて大きいので、燃料チップの安定供給をお願いしたい。

座長：それでは次にマテリアル系ユーザーにお願いします。

東京ボード：原材料については特に問題なく集まっている。ただ、横浜工場は例年より減になっているが、新木場及び埼玉については通常通り集まっている。生産が減少しているので、生産に対してはあまり支障を来していない状況である。

座長：各ユーザーさんのお話を聞いてきたが、それではチップメーカーの現状、意見を北からお願いします。

三基開発：北海道は少し特殊な場所で、非常に広い土地に都市が散在している。まとまった建築廃材が出るのは、札幌市を中心とした札幌圏内であり、年 27～28 万トン程度。都市が散在しているので、まとまって出て来ない。かつては北海道に協会を作りたいとも考えていたが、なかなかそうもいかない状況。将来に対しては、先日も発表があったが、人口も 550 万ほどあったのが 520 万人に減って過

疎化が進んでいる。札幌だけが195万人と伸びているが周辺はみな過疎になっている。そこで関心が集まっているのが、空き家で、将来空き家がどんな状況になるのか、折に触れ確認したいと考えている。現在は冬なので夏の1/3程度であり、夏にならないと状況はつかめない。

ウエステック：福島県の会津地区喜多方で雪国なので、冬は半分くらい。

会津地方では、再生可能エネルギー発電の立地については50kW以上は認めないとされている。10万KVAの送電線が満杯とのことで新潟県でも全域が同様とのこと。福島県内はまだ模様で送電線の容量の問題がある。

不二産業：新潟で産廃処理業と解体業をやっている。若干仕事が減っているという印象。公共事業も少ないという実感である。

仙台環境開発：中間処理場を運営しているが、建築からの廃材、木くずだと仙台市内では集まりにくい。その中で品質管理等しっかりしたものを供給したい。建築状況は海岸線方面など事情はまだまだ良くない。

薫栄：木くずの中間処理のほか、解体業も行っている。建設廃材については、毎年そうだが冬場はどうしても減ってしまう。未利用材についても定期的に供給している。余談だが、南会津の生産組合に関係していて、測定器を2機購入して、放射性物質に汚染された木材のスクリーニングをしており、一般的には15~20ベクレルで全く問題はない。ただし、栃木県日光に近いところでは場所によっては40~50ベクレル位になる。それが椎茸になって製品になると2~3倍近くになることもあるということで、地域を限定することを検討している。

座長：北日本エリアの生産者さんに聞いてきたが、冬場は別にして、建設系の廃木材が減ってきているのではないかとの話がいくつか出ていた。国土交通省では、今後の建設系廃材の予測・見込みについてご説明頂けないか。

国土交通省（公共事業企画調整課）：公共事業の量については予算によって変わるので予測はたてられない。もちろん、社会資本のストック効果が早期に発現されることを目指している。

座長：次に関東圏の情報を頂きたい。

住友林業：発電事業に関しては川崎バイオマス発電を持っていて、順調に運用している。1月の定期修理中も集荷を行い、6月の定期修理に向けて集荷を計画的に行っている。関東圏の事業所系の集荷については年末に増えて年明けに落ち込んでいる。2月下旬にかけて低調になるというのが全般的な動きである。地域的には埼玉が横ばいか少し低い位で、神奈川、千葉等については前年割れと思われる。

座長：次に中部地域をお願いします。

フルハシEPO：東海地区では、量の中心は愛知県になるが、若干多いという地域もあ

り、27年度についてはそんなに減っていないのではないかと。東海地区については車関係を代表として良い数値を出している地域なので、自ずと順調に回っていることも影響していると思う。名古屋の南地区などでは空き家が新築されていることを結構見る。従って需給のバランスは例年どおり取れている。

これからマイナス金利の影響が建設にも出てくると思うが、家が新たに建つということを期待している。

座長：次に近畿地区の状況をお願いします。

木材開発：近畿地区の状況ははっきり言って悪い。地方に行けば行くほど悪くなる。

着工数はそれほど極端に落ちているわけではないが、ここに来て、株価が下がったりして低調になっている。愛知の安城、京都、大阪市内と岸和田、九州の若松と福岡に工場があるが、毎日の売上げを見てみると、関東から東海にかけてはそこそこ集まっていて、例年に比べると落ち込みはない。関西の方は西に行けば行くほど悪くなっている状況である。

なお環境省のマル優制度（優良認定処理業者制度）のことで、ゼネコンでは環境配慮型というものができている。優良を認定されている処理業者で廃棄物を処理するとなると、ポイントが上がるという。入札の権利も取りやすくなるという形で一体化していくという話を聞いているが、例えば公共事業で住宅を解体する際の入札制度への導入に係る進行状況を教えて頂きたい。マル優制度にはあまりインセンティブがない。その割にはマル優の認定は厳しい、果たして企業を育てようとしているのか曖昧である。

国土交通省（公共事業企画調整課）：制度所管省庁にお聞き頂きたい。なお、感想ではあるが、認定された方々が連携し、各社での取組みの質を高めながらPRをするなどして、当該制度をブランド化していくといった方向もあるのではないかと。

Q：建設業法の解体業が6月から施行されることになっているが、500万円以上の解体業には免許が必要と云うことだが、経過措置はあるか。

国土交通省（建設業課）：経過措置を二つ設けている。まず、平成28年6月から3年間は鳶、土工の許可を持っている業者は解体工事業を請け負える。

二つ目の経過措置として、平成33年3月31日までの約5年間は、現場に配置する技術者はとび、土工の資格者を配置することができる、とされている。

Q：木材開発：先ほど環境省から排出者責任についてお話があったが、大阪の堺市では講習を受けたものは排出者責任を担う責任者として育てる取り組みをしている。国土交通省では環境省と話し合いして、排出者責任を担うものを育てる、管理体制を作らせるという認可制度を設けるといった話しはないか。

国土交通省（建設業課）：建設業法を扱っているがそういった予定はないし、環境省からそういった話しはない。

Q： 型枠の話したが、型枠についてグリーン購入法に指定されたまでは良いが、型枠は何回も再利用して、古くなったものから廃棄処理していく。そうするとグリーン購入法の証明は誰がどのように出していくのか。型枠屋さんが由来証明を出すわけではないと思うが。合板メーカーが証明を出して、それが輸入品と混ざってしまうと、判定は容易ではない。ましてやチップになってしまうと全然わからない、つかみようがないと云うことになる。合板型枠のチップについては由来証明があれば一般木質としてバイオマス発電で使えることになる。そういった点はどうなるのか。

座長：今のお話は環境省、農水省へのご意見と云うことにして、中四国の状況をお願いします。

片岡久工務店：近畿のさらに西になるが、廃材、家屋の解体数は例年より少なくなっている。売り上げ的には戸建ての解体数は減っている。

座長：最後に九州地域の状況をお願いします。

九州協会：九州は例年より1、2月はかなり少ないので、3月からに期待している。九州はFITのバイオマスボイラーが数多く出来たが、今のところ建設系のチップには大きな影響は出てきていない。ただ、森林系に関しては、ボイラーが乱立しているので、期間限定であるようだが、丸太の1m<sup>3</sup>当たりの単価が8,000円まで上がったとの話を聞いている。今年8月位に豊後のファーストバイオスの18,000kWの施設が稼働予定で、その稼働とともに業界の動きも出てくると考えている。建設発生廃材の減については他の地域と同様、懸念するところはある。

座長：全国のチップメーカーの動きをお知らせ頂いた。

資料の10,11ページに毎年実施している「生産会員実態調査結果」を載せている。毎年8月に調査を実施してとりまとめているので、また調査にご協力をお願いしたい。

12,13ページには「市場価格の見える化」ということで、27年6月、10月のチップの市場価格を掲載した。皆様のご協力もあり、この位のチップ価格で市場が動いているのではないかと云うことでホームページにも公表しており、今後もご利用願いたい。

座長：そろそろ時間になった。本日は各省庁の皆さまに出席頂いたが所用により途中で退席された方もいて、時期が悪かったかとも反省している。

最後まで在席された国土交通省から、最後に感想などコメントをお願いしたい。

国土交通省（公共事業企画調整課）：皆様の声や参加された関係省庁の考え方を聞くことのできる、貴重な機会であった。

課題や需給の状況などについては時々で変わるから、より良い方向に行くよう、この需給問題検討会を通じて情報交換や検討をなされることは意義があるように感じた。

司会：予定した議題等全て終了した。皆様お疲れ様でした。これで、本日の検討会を終了します。

**閉会 16:30**

(文責：澤地)